

機能評価表

資料3

【事業者・担当者名】 ●●株式会社 アプリ作成チーム 東京太郎

【機能名称】 青少年を守るアプリ

	推奨基準	評価の視点	機能内容	評価	評価理由
要件1	規則第2条の2第2項 第1号 イ インターネット上で青少年が当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求められた場合に、青少年の未成熟な判断能力を補う、又は保護者等による保護若しくは監護を可能とするなど、青少年による児童ポルノ等の作成又は提供の防止に資するものであること。	青少年による児童ポルノ等の作成又は提供の防止に効果的な機能であるか。	【例】 ・受信したメッセージに裸の画像を要求する文言があった場合に、スマートフォンのディスプレイに注意喚起を促すメッセージが表示されます。（要求文言の判断は、単語ではなく、文脈で判断し、誤通知の率を低下させています。） ・裸の画像を撮影しようすると、警告画面が表示されます。 ・裸の画像を送信しようすると、「一旦送った画像は取り返せない。拡散する虞がある」旨の警告が表示されます。 ・児童ポルノの要求行為の手口、送信した場合のリスク、要求された場合の対処方法について、ロールプレイング形式で学ぶことができます。	良 可 不可 保留	
	規則第2条の2第2項 第1号 ロ インターネット上で青少年が自殺若しくは刑罰法規に触れる行為の実行を勧められ、又はそそのかされた場合に、青少年の未成熟な判断能力を補う、又は保護者等による保護若しくは監護を可能とするなど、青少年の自殺又は犯罪の防止に資するものであること。	青少年の自殺の防止又は犯罪の防止に効果的な機能であるか。	【例】 ・自殺サイトの検索結果をブロックします。 ・自殺サイトの閲覧頻度が多い場合、相談を促すメッセージを表示します。 ・利用者が入力したメッセージに自殺に関連する文言が含まれる場合、ディスプレイ上に相談を促すメッセージと、ワンクリックで相談窓口へ電話をかけるボタンの表示がされます。 ・万引きや、振り込め詐欺グループなどへの勧誘の手口、犯罪に関わった場合の結果、勧誘、要求された場合の対処方法について、ロールプレイング形式で学ぶことができます。	良 可 不可 保留	
	規則第2条の2第2項 第1号 ハ インターネット上で青少年がいじめを受けた場合に、青少年の未成熟な判断能力を補う又は保護者等による保護若しくは監護を可能とするなど、いじめの防止に資するものであること。	いじめの防止に効果的な機能であるか。	【例】 ・いじめに関わるメッセージを受信した場合、画面上に相談を促すメッセージと、ワンクリックで相談窓口へ電話をかけるボタンの表示がされます。 ・ ロールプレイング形式で、いじめた側が被るリスク、いじめられた側の対処方法について学ぶことができます。	良 可 不可 保留	
	規則第2条の2第2項 第1号 ニ イ、ロ及びハに掲げるもののほか、青少年のインターネット利用に伴う危険性の除去に資すると知事が認めるものであること。	青少年のインターネット利用に伴う危険性の除去に効果的な機能であるか。	【例】 ・アプリ内課金を制限し、高額課金を防止します。 ・歩きスマホを検知・警告し、事故防止を支援します。 ・利用時間を管理し、インターネット依存の防止を支援します。 ・動画閲覧を制限し、過度な利用を抑制します。	良 可 不可 保留	

見 本

	推奨基準	評価の視点	機能内容	評価	評価理由
要件2	規則第2条の2第2項第2号 青少年のプライバシーに配慮されていること。	青少年のプライバシー、その他の人権に配慮されているか。	【例】 ・ アプリの動作に関し個人情報の収集は行いません。	良 可 不可 保留	
要件3	規則第2条の2第2項第3号 サイバーセキュリティに配慮されていること。	サイバーセキュリティが確保されているか。	【例】 ・ ウイルスチェック済み ・ 不正なプログラムについてはチェック済みです。 ・ 情報を収集する機能はありません。	良 可 不可 保留	
要件4	規則第2条の2第2項第4号 青少年に広く利用されるように配慮されていること。	広く利用されるよう配慮されているか。	【例】 ・ 本アプリの利用方法について、簡易マニュアル等を作成用意しています。 ・ マニュアルは、ホームページよりダウンロード可能です。	良 可 不可 保留	
要件5	規則第2条の2第2項第5号 その他知事が必要と認める要件を備えていること。	指定された要件を備えているか。		良 可 不可 保留	

見 本